

国会公契第61号  
国不建第454号  
国不建整第174号  
令和3年3月26日

直轄 あて

国土交通省大臣官房長  
国土交通省不動産・建設経済局長  
(公印省略)

### 地域建設業経営強化融資制度の延長について

標記制度については、これまで中小・中堅建設業者の資金調達の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところである。

今般、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するため、本制度を延長することとし、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきよう留意されたい。また、本制度の趣旨を御理解いただき、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められるとともに、貴管下事務所等への周知方よろしく願います。

なお、「地域建設業経営強化融資制度の拡充及び延長について」（平成22年12月14日付け国総建第214号、国総建整第209号）において社会全体の効用を高める施設に関する民間工事を本制度の対象工事に追加しているところであるが、本措置についても延長することとし、別添のとおり、一般財団法人建設業振興基金に通知したところであるので、併せて申し添える。

### 記

「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国官会第1254号、国地契第33号、国総建第196号、国総建整第153号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成33年」を「令和8年」に改める。

### 附 則

この通達は、令和3年4月1日から適用する。